

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2008.6.10発行〈通巻第380号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



●「石綿労災多発事業場」158カ所を追加公表	2
●ベビーパウダー含有の石綿原因で労災認定	8
●クボタショックから3年 それぞれの「アスベスト禍」、そして未来 — その2	10
●長尾原発裁判、最低最悪の不当判決	12
●2007年脳・心臓 精神疾患労災補償件数発表	13
●韓国からのニュース	15
●2008年夏期カンパのお願い	17
●アスベスト報道ダイジェスト 2008年5月	18

「石綿労災多発事業場」158カ所を追加公表 所在地住所も—— 厚生労働省

2005、2006年度に、労災保険法・船員保険法・石綿新法(時効救済のための特別遺族給付金)によって、石綿関連がん(肺がん、中皮腫)と石綿肺(石綿新法のみ)で業務上認定事案があった事業場情報を、3月28日、厚生労働省が公表した(本誌4月号既報)。

その際、2005年7月、8月に同省が行った「2004年度以前に労災認定があった事業場」公表において既にリストアップされていた164事業場を省いたことが大きな批判を招き、6月12日、その部分の公表が行われた。同時に、2007年度のアスベスト労災認定状況も発表された。<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/houdou/index.html>

今回の公表では、「事業場の所在地住所」(支給決定時のもの。廃止事業場については、廃止時のもの。)と「労災保険法による認定累計数」が付け加えられた。

また『公表事業場一覧表を始め、認定基準や石綿ばく露歴等チェック表など参考となる資料について、医療機関や相談機関における診断や相談等に活用していただくため、CD-Rを作成し、地方自治体、保健所、労災指定医療機関、産業保健推進センター、事業主団体等へ配布することを予定(本年秋以降)している。』とする。

石綿被害情報の中心である労災認定情報の情報公開がこれで定着していくことになり、石綿被害全体を解明していくという観点からは一步前進。

ただし、あくまで一步であって、石綿被害にかかる行政と企業の情報公開の全面的、系統的実行はようやくスタートを切ったといえるに過ぎない。

「被害多発」事業場公表の意義

今回公表されたのは結局、158事業場(2005年度公表にあったもの)+2事業場(2005、2006年度にはじめて認定のあった事業場。3/28公表の追加分)の計160事業場。認定件数ベースでは710件。内訳は3頁の表1(総括)、4頁の表2(業種別)。

3/28公表では2年間で新規認定のあったのが2000件を超え、石綿被害が社会的に限られた部分に止まっていることを明確に示した。

一方今回公表で、特定事業場に認定が集中していることが改めて浮き彫りになった。

たとえば、建設業以外で1事業場当たりの件数が4.71件にのぼっている。業種的に目立つのは、やはり造船業(船舶製造又は修理業)で36事業場222件。次が、石綿製品製

表1 公表事業場内訳表

種類	事業場数	認定件数										労災法 救済法 計	
		労災法(平成17年度・平成18年度)					救済法(平成18年度)						
		労災法 計	うち死亡	肺がん	うち死亡	中皮腫	うち死亡	救済法 計	肺がん	中皮腫	石綿肺		
第1表 (建設業以外)	142	441	234	234	118	207	116	228	103	117	8	669 ※4.71	
第2表 (建設業)	16	24	13	16	10	8	3	15	6	7	2	39 ※2.44	
追加公表分	2	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0	2	
合計	160	466	248	251	129	215	119	244	110	124	10	710	

筆者注※1事業場当たり件数

造業（窯業又は土石製品製造業に分類される）で39事業場182件。ちなみに累積では、三菱重工全体でクボタを上回る130件に達していることも判明した（6頁、毎日新聞2008年6月13日付）。

こうした認定件数の多さの意味については、さらなる検討が求められている。

第1に、認定件数の多さは被害の大きさを物語っているとみられるものの、被害の発掘につながった企業や労働組合等の動きとの関連がどの程度あったのかについての情報は重要である。

第2に、被害多発職場の詳細が明らかされる必要がある点である。家族ばく露、環境公害ばく露の可能性、当該の労働現場での間接ばく露、流通・廃棄過程でのばく露に注意を喚起し、被害救済につながる可能性がある。

特に「具体的」に明らかにすることが重要で、たとえば、日本製鋼所室蘭製作所（室蘭労基署）では今回、肺がん5、中皮腫2の認定が明らかになり、過去分を合計すると肺がん5、中皮腫7、合計12件が認定されている。「石綿ばく露作業状況」には「鉄鋼所又は鉄鋼製品製造に関わる作業」と記載

されているが、異常な中皮腫多発がなぜ起きたのかを知る手がかりはない。使用されていた石綿の種類と形状、粉塵発生状況を示す石綿肺の発生状況、作業内容といった点の詳細かつ具体的情報が、被害救済や健康管理対策に欠かせない。日鋼室蘭に特別な事業があったのか、なかったのか、それさえ、厚労省の開示情報からは読み取ることはできない。

企業の基本姿勢

今回公表の直前に毎日新聞が被害多発企業にアンケート調査を実施し結果を公表している（5頁、記事参照）。それをみると、造船、鉄道車輛メーカーは総じて情報公開姿勢に全く欠けていることが鮮明であることがわかる。

自主公表をしない理由として「認定は行政がするもの」「国の指示に従う」と国に責任転嫁したり、「特に問題は生じていないため」と石綿問題どこ吹く風といった回答もみられる。

厚生労働省が労災認定事業場情報を公表してこなかった原因には、こうした基幹重

表2 業種別・石綿ばく露作業による労災認定等件数(今回公表分)

	事業場数	記定件数	労災保険法(平成17年度・平成18年度)						救済法				
			小計	肺がん		中皮腫		小計	肺がん			中皮腫	石綿肺
				うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡		うち死亡	うち死亡	うち死亡		
建設事業	16	36	26	23	16	10	7	3	13	6	5	2	
舗装工事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	13	31	22	18	14	8	4	1	13	6	5	2	
既設建築物設備工事業	3	5	4	5	2	2	3	2	0	0	0	0	
機械装置の組立て又は据付けの事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の建設事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
金属鉱業、非金属鉱業、石炭鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
原油又は天然ガス鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
採石業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
製造業	133	641	442	419	217	106	202	114	222	99	115	8	
食料品製造業(たばこ等製造業を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繊維工業又は繊維製品製造業	4	5	4	3	3	2	0	0	2	0	2	0	
木材又は木製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
パルプ又は紙製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
印刷又は製本業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
化学工業	6	31	22	21	11	6	10	6	10	7	3	0	
ガラス又はセメント製造業	5	16	9	14	6	2	8	5	2	0	2	0	
コンクリート製造業	3	5	4	1	1	0	0	0	4	3	0	1	
陶磁器製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
窯業又は土石製品製造業	39	182	127	105	60	26	45	24	77	45	27	5	
金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く)	6	15	8	12	6	2	6	3	3	1	2	0	
非鉄金属精錬業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
金属材料品製造業(鋳物業を除く)	2	2	2	1	0	0	1	1	1	0	1	0	
鋳物業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
金属製品製造業又は金属加工業	7	22	13	16	7	3	9	4	6	1	5	0	
機械器具製造業	5	44	30	33	15	8	18	11	11	4	7	0	
電気機械器具製造業	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	
輸送用機械器具製造業(船舶製造を除く)	12	66	50	38	11	8	27	14	28	5	22	1	
船舶製造又は修理業	36	222	151	153	82	40	71	42	69	31	38	0	
計量器、光学機械、時計等製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
食金属製品、装身具、皮革製品等製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
上記以外の製造業	7	30	21	22	15	9	7	4	8	2	5	1	
運輸業	3	5	4	5	4	3	1	1	0	0	0	0	
交通運輸事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
貨物取扱事業	1	2	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0	
港湾貨物取扱事業	1	2	1	2	2	1	0	0	0	0	0	0	
港湾荷役業	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	2	6	4	5	3	2	2	1	1	1	0	0	
その他の事業	6	22	16	14	11	8	3	0	8	4	4	0	
清掃、火葬又は斎の事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ビルメンテナンス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
倉庫業、答備業、消毒	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	
又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業													
卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	2	2	2	1	1	1	0	0	1	1	0	0	
金融業、保険業又は不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の各種事業	3	19	14	12	10	7	2	0	7	3	4	0	
合 計	160	710	492	466	251	129	215	119	244	110	124	10	

工業メーカーの姿勢があつたとみるのが自然だろう。

石綿被害の情報公開問題は石綿被害の原因をつくった企業と国との闘いの重要な部分を今後も占めていくと思われる。

石綿救済制度の検証に欠かせない認定事業の年別死亡件数、市町村別中皮腫死亡情報、膨大な石綿吹き付け施工と除去の記録、石綿健康管理手帳交付事業場情報、過去の事業における石綿使用実績の詳細など、今後、何十年間にわたる石綿対策の基礎とすべき情報の多くがいまだに公開されていないのが現状であることを改めて確認しておきたい。

企業も調査に協力を

はうとうとおり「**企業も調査に協力を**」で、今回公表されたのは、労働省の情報提供の公表に沿ったものである。この調査は、労働省が初めて推進するものである。一方で、開拓した企業が建設被害救済法に基づいて、自分たちが持つべき情報を、公表するとしている。

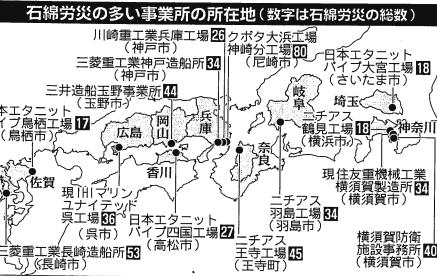
以下は、公表された企業の概要である。

1. 事業所数：160事業所
2. 個別事業所数：50社（6社が複数事業所を有する）
3. 営業額：合計約1兆円（6社）
4. 職員数：合計約10万人（6社）
5. 産業分類：主要な産業分類（機械製造、建設機械、土木工事等）
6. 会員登録：登録会員数（160事業所）

アスペクト（石綿）によるがんなどにかかり、05～06年度に労災認定や石綿健康被害救済法での救済認定を受けた従業員のいる160事業所が12日、公表された。毎日新聞はこの

うち、昨年12月初めの時点で入手していた情報に基づき多数の認定者が出ていると予想された企業に対し、情報公開の姿勢などのアフターコートを実施した。【野田武、大島秀利】

労災の認定160事業所



情報は患者の支援団体「中皮腫・じん肺・アスペクトセンター」を通じて入手した認定結果を対象とした想定結果があつたと予想されたが、認定した労働基準監督署名や業種記号などから、昨年12月31日刊行でその発表をされたため、地域ごとに業種別の認定者数が分かれ、ついで、昨年12月3日にわたり掲載したアンケートはこの一

終わりなき石綿禍

労災認定と時効救済…いと權利が消滅する。
仕事だけがやめられると気付くにつれて、中皮腫など石綿関連病では時効救済法のため石は、労災保険制度によって医療費や休業補償などが支給される。退職補償もあるが、死後5年以内に請求しない定者に特別追跡給付金の支払が始まった。



自主公表は6社
本15社回答

15社

回答

<石綿労災・救済情報公表に関する企業アンケート>

企業名	関係事業所の労災・救済総数	05～06年度分の自主的公表の有無	その理由	石綿被害について	今後の対応
IHI	81	×	企業として把握できいため	ノーコメント	
エーアンドエーマテリアル	48	○	企業として公表すべきと判断	ノーコメント	從来どおり公表
神島化學工業	14	○	認定は行政がするものだから	ノーコメント	深刻だ 從来どおり公表
川崎重工業	55	×	認定は行政がするものだから	ノーコメント	自転車には公表しない
クボタ	96	○	適宜公表している	ノーコメント	大変深刻だ 從来どおり公表
住友重機械工業	34	×	企業として把握できないため	ノーコメント	ノーコメント
苗田工業	12	○	企業の社会的責任として	深刻だ	從来どおり公表
東急車輛製造	10	○	認定は行政がするものだから	ノーコメント	大変深刻だ 公表すべきものは公表
チカス	120	○	元社員への誠意ある応応のため	ノーコメント	從来どおり公表
日本機械	11	○	国の指示に従う	ノーコメント	
日本車輌製造	34	×	日本の指示に従う	大変深刻だ	検討中
日本製鋼所	12	○	社員・元社員の健康管理のため	大変深刻だ	從来どおり公表
自立製作所	18	×			
日立造船	45	×	特に問題が生じていないため	ノーコメント	ノーコメント
三菱重工業	130	×	企業として把握できないため	ノーコメント	ノーコメント
<回答のなかった企業>					
JFEホールディングス	36				
新日本製鐵	12				
富士化工	11				
三井造船	58				
リゾートリューション	70				

2008年6月13日 毎日新聞

【大島秀利】

石綿認定

三菱重工 最多130人

厚労省 160事業所追加公表

厚生労働省は12日、「た160事業所を明らかにした。3月の発表による肺がん、中皮腫分と合わせ計23327事業所の石綿被験実態年度に労災認定や救済認定を受けた従業員がいながら、今年3月の発表時に公表しなかった」

がほぼ判明した。事業者が企業ごとに合算しがた。事業所特集に事

計で認定者が多いの

は、兵庫県尼崎市のクボタ神崎工場80人（うち死者67人）▽長崎市

160事業所に勤務

面に連記事）

26人にのぼるなど計130人に達した。三菱重工は「真摯に受け止めていた」と話した。

【大島秀利、野田武】

やはりこんなに…

認定多い「遅い規制 国にも責任

「やはりこんなに多かったのか」。厚生労働省が12日発表したアスベスト（石綿）による05～06年度分の労災・救済認定情報。断熱材として石綿を多く使っていた造船関連企業での認定が多く、過酷な労働環境だったことが浮き彫りになった。被害者の支援団体や労働組合からは、驚きの声とともに、国の情報公開姿勢が消極的だとの批判も相次いだ。

神奈川県横須賀市の住友重機工業横須賀局長は、半数以上の19人が中皮腫であること

【野田武、宇城昇】
込むことで発症する「石綿肺」での労災認定が公表対象になつて、元社員21人

【西田隆事務長】
宇野林藏さんは、「石綿肺の合併症で労災認定を受けた」。せきや

以上36人と判明した。石綿関連企業の元従業員ら約30人で成った。石綿肺の合併症で労災認定を受けた。せきや

以上36人と判明した。石綿関連企業の元従業員ら約30人で成った。石綿肺の合併症で労災認定を受けた。せきや

以上36人と判明した。石綿関連企業の元従業員ら約30人で成った。石綿肺の合併症で労災認定を受けた。せきや

以上36人と判明した。石綿関連企業の元従業員ら約30人で成った。石綿肺の合併症で労災認定を受けた。せきや

以上36人と判明した。石綿関連企業の元従業員ら約30人で成った。石綿肺の合併症で労災認定を受けた。せきや

以上36人と判明した。石綿関連企業の元従業員ら約30人で成った。石綿肺の合併症で労災認定を受けた。せきや

以上36人と判明した。石綿関連企業の元従業員ら約30人で成った。石綿肺の合併症で労災認定を受けた。せきや

元社員らは労災認定を受けない。全員が石綿による病変

【土屋信三書記長】
が「胸膜肥厚斑」があ

えながら中皮腫や肺がんの発症におびえる日々だ。土屋書記長は「

たんが止まらないとい

う。「石綿の使用規制について1人200万円の補償をするよう求める。土屋書記長は「会社の責任が明確になつた」と言う。

者が企業と対等に交渉するのほ難しい。厚労省が企業をかばって

くさんのが分からず、補償も進んだはず」と残念がる。

【中皮腫・じん肺・アスベストセンター】

（東京都）事務局の齋藤洋太郎さんは「企業

がいつ、どんな石綿を使っていたかなどの内

部情報を併せて公開するべきだ」と指摘した。

船作業は閉鎖された空間で行つたため、石綿肺に冒される危険性が高かった。いかと指摘する。また、大量に石綿を吸い

いからだ。

【東海林智 大島秀利】

内部情報も公開を

今回の公表には、厚労省にねばり強く情報開示を求めてきた支援団体の力が大きい。01

第一工場広島県呉市、現IHマリンユナイテッド呉工場でも、認定者がこれまでの倍

2008年6月13日 每日新聞

石綿労災造船で突出

厚生省追加公表

36事業場222人

2008年6月13日 朝日新聞

■労災などの件数が多い事業場

事業場名	都道府県	件数
三菱重工業長崎造船所	長崎	48(53)
クボタ大浜工場神崎分工場	兵庫	33(80)
ニチアス王寺工場	奈良	31(45)
三菱重工業神戸造船所	兵庫	27(34)
三井造船玉野事業所	岡山	27(44)
住友重機械工業横須賀製造所	神奈川	21(34)
IHIマリンユナイテッド呉工場	広島	21(36)
川崎重工業兵庫工場	兵庫	18(26)
ニチアス羽島工場	岐阜	17(34)
日本エタニットパイプ四国工場	香川	16(27)

注：事業場名は労働者が働いていた当時。事業場名は複数にまたがるがその後合併した場合は現在の名称。件数は05、06年度の合計。かっこ内は04年度以前を含めた累計

石綿疾病による労働災害は
労働者災害補償保険法（労災
保険法）と石綿健康被害救済
法（石綿新法）に基づいて認
定される。今回の公表は今年
3月、「（04年度末までの分
を）公表済み」として対象か
ら外れた158事業場と、公
表漏れしていた2事業場。認
定者数や石綿の使用期間、作
業内容に加え、事業場の所在

地も初めて明らかにした。
今回公表の合計710人
(死亡492人)のうち、労
災保険法分は466人（同2
48人）、石綿新法の対象者
は244人だった。疾病別で
は、肺がん361人（中皮腫
339人）▽石綿肺10人。過去
の公表時に比べ、初めて肺が
んが中皮腫を上回った。

1事業場の認定者は平均4

・4人。認定者数が多い上位
10事業場のうち、造船関連が
5つ。防火や断熱用に石綿を
多用し、造船業の盛んだった
時代が大量使用時期と重なっ
ていたためとみられる。05年
夏に石綿による健康被害が大
きな問題となって以降、労組
などが積極的に被害者の支援
活動をしたことが、申請の
「掘り起こし」につながった。
また、07年度分の認定者の
うち労災保険分は995人。
肺がんは501人、中皮腫が
494人。認定数は前年度比
で半減したが、200人以下
だった04年度以前に比べると
高水準が続いている。石綿新
法の対象は94人だった。長期
に及ぶ潜伏期間が過ぎて発症
が増えていくとみられる。

ベビーパウダー含有の石綿原因で 労災認定

三鷹労基署が自庁取り消し

東京労働安全衛生センター

高橋晴美さんの夫の進さんは、1993年5月に36歳の若さで腹膜中皮腫で亡くなつた。当時、中皮腫が石綿が原因で発症する病気であることを誰も教えてくれなかつた。

2005年6月クボタショックをきっかけに石綿による被害を知り、夫の病気も石綿が原因ではないかと思うようになつた。2006年3月、石綿健康被害救済法による救済制度がはじまるとすぐに、特別遺族年金を三鷹労働基準監督署に請求した。

夫は、新潟から上京後、足立区にある時計部品の軸石を製造するA工業に就職。約8年半勤務した後、コーヒーショップのチェーン店を経営するF社に転職し、店長を約2年務めた。

高橋さんは、新聞で家屋の内装材に石綿が含有されていることを知り、アスベストセンターに相談。夫の職歴をたどっていくうちに、A社でベビーパウダーを多用していたこと、F社で複数の店舗の改修工事に立会い、自らも簡単な補修工事をしていたことがわかつた。そのため、F社を管轄していた三鷹労基署に石綿健康被害救済法による遺族特別年金を請求したものだつた。

三鷹労基署は、F社での石綿曝露を中心

に調査したが、石綿曝露の事実が確認できないという理由で、2006年8月に不支給処分を出した。高橋さんがA工業でベビーパウダーを使っていたことを調査してほしいと訴えていたにもかかわらず、担当官は、A社に石綿使用の有無を問い合わせただけでまったく調査していなかつた。

三鷹労基署の不当な業務外決定に対し、高橋さんは直ちに東京労働保険審査官に審査請求の手続きを取つた。そして、A工業における夫の作業工程を詳述した意見書を提出した。高橋さんは、当時A工業でパートとして働いており、進さんと知り合つたのだった。その時の作業工程や職場環境をよく覚えていた。

A社では時計の軸石を製造するために、最初に「石のせ」という作業工程があつた。時計石と呼ばれる細かい材料（人工ルビー やサファイヤ）を、直径8～9cmの軸と呼ぶ円形盤に載せる。軸には1千から2千個の穴が開いており、そこにヘラで石を載せる。石はブロード板と呼ばれるものの上におき、さらしの小袋にベビーパウダーを約20g入れたものを振りかけて石どうしや石と軸がくっ付かないようにしていた。ブ

ロード板も石の種類が変わることに掃除をするため、付着したベビーパウダーを手ではたき落としていた。この作業を7～8人が、1日に6～10回程度繰り返した。こうして意見書では、「石のせ」作業工程では、ベビーパウダーが打ち粉として多用されている実態を明らかにした。

さらに、1975年労働省（当時）労働衛生研究所労働環境部の調査で、神山宣彦氏（現東洋大学教授）が、「環境中の纖維状鉱物の計測に関する研究」でタルクとベビーパウダーの中のアスベスト定量分析の結果を報告している。それによれば、ベビーパウダーを製造する7社の製品の全てにタルクが使用され、そのうち5社の製品から0.8～1.8%の石綿（クリソタイル）が含有されていた。こうした研究発表資料も審査官に提出し、検討を求めた。

労働保険審査官が交代したが、たびたび審査官との折衝も行ないながら、ベビーパウダーによる石綿曝露の可能性を認めるよう取り組んできた。

審査請求も決定間近になってきた昨年12月、突如として高橋さん宅に、三鷹労基署の労災課長から電話が入った。「不支給処分の決定を自序取り消し、請求を安達労基署に送付したこと」とのこと。事情が呑み込めない高橋さんは、アスベストセンターに連絡し、12月28日、三鷹労基署に出向き説明を求めることになった。

三鷹労基署は次長と課長が、「突然で大変申し訳ございません」と頭を下げて謝罪したもの、不支給処分の自序取り消しの理由については、「三鷹労基署の調査が十分で

はなく、A工業での石綿曝露の可能性があるため」としか答えられなかつた。まったくお話にならない。高橋さんは、審査請求で三鷹署の決定を取り消すよう求めていた。

原処分庁である三鷹署がここにきて不支給処分を取り消したため、審査請求は取り下げざるを得なくなってしまった。審査請求の権利すら潰されたうえ、足立労基署で再び業務外になれば、これほどの酷い仕打ちはない。遺族の感情を蹂躪し愚弄するのも甚だしい。私たちは烈火のごとく怒り、三鷹労基署の次長、労災課長はただうつむくばかりでらちが明かなかつた。

今年1月早々、東京労働局の労災補償課の監察官から電話が入つた。昨年の三鷹労基署の説明が不十分だったので、あらためて説明したいと言う。高橋さんと永倉、飯田とで東京労働局に出向き説明を受けた。監察官からは、「社会的な影響を考えると慎重に検討せざるを得ず、時間がかかってしまった。調査不足が明らかなので自序取り消しとなつた。これまで自序取り消したもので再び業務外になつた前例はない」という説明を受けた。

そのため高橋さんは、審査請求を取り下げる決心を決し、審査官に提出していた全ての資料を足立労基署に回送した。そして3月下旬、ようやく高橋さんのもとに特別遺族年金の支給決定通知が届いた。三鷹労基署で業務外とされてから約1年半、思わぬ展開に翻弄されながらも認定を勝ち取ることができた。

高橋さんの認定は大きな意義がある。
(14頁につづく)

「クボタショック」から3年 それぞれの「アスベスト禍」、そして未来—— その2

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会
古川 和子

それぞれの想いの中で迎えた「クボタショックから3年」である。私にとってこの3年間の大きな苦しみは大切な方達との別れだった。

無念の想いで逝ったYさん

当初「労災では?」と相談のあったYさん。彼はまだ40歳代半ばだが中皮腫を発症して闘病中だった。兵庫医大入院中に、ある中皮腫患者と知り合い「この病気は労災だよ」と関西センターを紹介された。彼の勤務先は大手の機械製造メーカーだったが職場内においての曝露は確認されなかった。何故?どこでアスベストを吸ったのか?必死の検索の中で浮かんできたのが彼の言葉にあった「小田南中学校卒業」。え?何処かで聞いた事があるはずだ、と私は記憶を辿った。そしてある会話を思い出した。クボタ被害者で最初に出会った故土井雅子さんは浜小学校を卒業後、小田北中学校に入学する予定だったがまたまた小田北中学校が火災になり、校舎建設の為に1年間ほど小田南中学校に通っていた事がある。ここに大きな共通点を見出したような気がした。Yさんは「母に昔の事を尋ねてみます」と言って

別れた。そして以後Yさんとは二度と連絡が取れなくなってしまったのだ。病状の急変によりあっという間に他界したYさん。「まだ子供が中学校と小学生です」と将来の不安を訴えていた彼の無念さを思うと何としても発病に至った原因を追究しなければいけないと心に誓った。同時に、早くしなければ中皮腫の患者さんには時間が無いのだと実感した瞬間でもあった。そしてYさんの死が私達に拍車をかけた事は事実だ。

大きな前進

調査を進めるうちに私達は、故前田恵子さんと出会った。初めて逢った前田さんは、とても70歳を越しているとは思えない綺麗な、威厳のある方だったと記憶している。そして前田さんは中皮腫であると聞き、彼女の言葉は「クボタ原因説」を決定付けるのに重要な意味をもっていた。「工場の方角から煙が上がって、火事だと思った」・「工場の屋外で不良品らしきものを粉碎していた」等など。火事騒動は後にクボタの部長から「あれはセメントの粉が舞い上がっていたもの」と聞いた。

彼女は名古屋から嫁いで来て、尼崎市に



前田恵子さん

住むようになった。成人してからクボタ周辺に居住した彼女は土井さんやYさんと違って、明らかに当時の記憶が鮮明に残っていたのだ。前田さんとの出会いが無ければ、クボタへの申し入れはもっと遅くなつていて、2006年3月27日の石綿被害者救済法の施行も無かったかも知れない。

労働災害は労働者自身が作業内容などの記憶なりが残っていて、当時の曝露状況が把握できる。しかし環境曝露は年齢に関係なく被害に遭うので、本人が幼すぎて被害に遭った認識や記憶が無いことが多い。だから前田さんとの出会いは非常に大きな前進だったのだ。

胸の中にサボテンが

前田恵子さんと最初に会った時に彼女が語った症状だ。当時「胸の中にサボテンが入っていて、そのサボテンの針が刺さるような痛みです」と胸を押さえて苦しそうに語る彼女は、その頃、抗がん剤治療を拒否していた。抗がん剤投与により、全身に受けるダメージは想像を絶するものだったようだ。抗がん剤治療を拒否する事による今後の病状などへの不安と葛藤も伴い、怒りの言葉は堰を切ったように発せられた。

またクボタとの交渉が進まない時には「全員が次の玉のようになって攻めてゆかなければいけない」というのが彼女の口癖だった。石綿工場の近所に住んでいたというだけで未来を奪われ、命までも削られてゆく悔しさが滲む言葉だ。

その前田さんは石綿新法の施行日に逝ってしまった。

「お金なんて要りません。生きていきたいのです」と訴えていた土井雅子さんも昨年10月22日、60歳の誕生日を目前にして帰らぬ人となった。

石綿新法で認定されたって、嬉しくありません。私は生きたいのです。と泣いて語ったのは一年余り前のことだ。彼女が最後に皆の前に姿を現したのは6月29日に行なわれた「クボタショック2周年」の集いだった。集会に訪れた人々の前で語る土井さんは心なしか腹部をかばう様に手を当てていた。(続く)

東京電力を告発する長尾原発裁判

最低最悪の不当判決！闘いは控訴審へ

5月23日の東京地裁判決（松井英隆裁判長）は最低最悪の不当判決でした。

東京電力の言い分を踏襲、いや、それを超えて、多発性骨髄腫という病気と放射線被曝との因果関係まで否定、労災認定をおこなった厚生労働省も真っ青のオドロクベキ反動判決でした。

東京電力福島第一原発、動燃新型転換炉ふげん、中部電力浜岡原発でベテラン技術者として配管作業に従事、この被曝が原因で多発性骨髄腫を発症、白血病類似疾患であり白血病の認定基準を大きく上回る被曝線量記録と疫学証拠をもとに厚生労働省は専門家検討会の議論を経て労災として認定しました。

労災認定とは労災保険法による労災補償制度上の業務上疾病として認められ、療養補償と休業補償給付の支給決定を受けることをいいます。長尾光明さんが労災申請したときにはすでに発症から長期間が経過していたため、労災補償の多くの部分が時効で消滅していましたが、多くの方の支援を得ての労災認定でした。

しかし、労災補償は最低限の補償に過ぎません。長尾さんは全造船に加盟し、労働組合と共に労災上積み補償を元請である東芝、直接の雇用者である石川島プラント建設に要求しましたが、各社はこれを拒否したため、損害賠償裁判に訴えざるを得ませんでした。

原子力の職場では、損害賠償責任は原子力事業者が負うという特別法＝原子力損害賠償法があり、この原賠法に基づき東京電力に4400万円の賠償を求めるようになりました。原賠法は無過失賠償責任を規定しており、労災認定を受けた長尾さんの場合は因果関係は明かですから、裁判所は早期に長尾さんの訴えを認めるべきでした。

結局「多発性骨髄腫ではない」という東京電力のやぶれかぶれ、荒唐無稽の主張を、裁判所は容認してしまったのでした。裁判における東京電力の主張は、まさに、ああいえばこういう。対するわが弁護団の最終準備書面は説得力十分でした。

しかし、敗訴は敗訴です。

多発性骨髄腫による4度の骨融解を別々の疾患であるとしたまれにみる非科学的判決を放置することは絶対にできません。

長尾さんは判決直前についに還らぬ人になりましたが、ご遺族と弁護団、支援一同は控訴を決意し控訴状を提出、現在、控訴理由書の作成に全力をあげています。冷静かつ慎重に判決を覆す努力を続けている今、作業の内容をここで述べることは控えなければなりません。しかし、ぜひとも、控訴審第一回弁論には、多くの方々のご参集をお願いする次第です。

すべての仲間のみなさん、控訴審勝訴を目標に共に頑張ろうではありませんか。

（関西労働者安全センター、長尾原発裁判を支援する会）

2007年度 脳・心臓 精神疾患 労災補償件数発表

依然と低い認定率

厚生労働省は5月23日、「脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況（2007年度）について」を発表した。（詳細は厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/05/h0523-2.html>）

脳・心臓疾患は請求件数931件で支給決定件数は392件、前年より37件、10.4%の増加、精神障害は請求件数952件で支給決定件数268件で前年より63件、30.7%増加した。どちらも支給決定件数が増えているが、決して認定率が上がっているわけではない。決定件数の欄を見てもらえば分かるが、このところ、厚生労働省は審査の時間を半年めどとして決定までの迅速化をはかっており、それが決定件数を増加させる効果を一定あげているためと思われる。しかし、請求件数と決定件数の差は相当あり、これまでに相当な件数が蓄積されていることが推測され、厚生労働省はよりいっそうの努力が

必要だろう。

厚生労働省は2002年度分よりこれまで明らかにしていなかった決定件数を公表し、より正確な認定率が分かるようになった。脳・心臓疾患の認定率は45.8%、2006年より若干上がってはいるが依然として低い率にとどまっている。精神障害については、請求件数が年々大幅に増加している状況の中、支給決定件数も増加しているにもかかわらず、認定率にしてみるとわずか33%で、2002年からの認定率は28～33%と低い水準をキープし続けている。

労災認定率が低いのは、疾病の場合の業務との因果関係の判断が難しいためばかりとは言えない。労災請求するからには、長時間労働や業務上のストレスといった心当たりがあるということで、そう考えて請求した人の6割から7割りが、加齢や本人の脆弱性、業務以外の負荷が原因の「業務外」と

表1 脳・心臓疾患の労災請求・認定件数

		2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
脳・心臓疾患	請求件数	819	742	816	869	938	931
	決定件数	785	708	669	749	818	856
	支給決定件数	317	314	294	330	355	392
	不支給件数	468	394	375	419	463	464
	未決定等件数	34	34	147	120	120	75
うち死亡	請求件数	355	319	335	336	315	318
	決定件数	379	344	316	328	303	316
	支給決定件数	160	158	150	157	147	142
認定率		40.4%	44.4%	43.9%	44.1%	43.4%	45.8%

表2 精神障害等の労災請求・認定件数

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
精神障害等	請求件数	341	447	524	656	819
	決定件数	296	340	425	449	607
	支給決定件数	100	108	130	127	205
	不支給件数	196	232	295	322	402
	未決定等件数	45	107	99	207	212
うち死亡	請求件数	112	122	121	147	176
	決定件数	124	113	135	106	156
	支給決定件数	43	40	45	42	66
認定率	33.8%	31.8%	30.6%	28.3%	33.8%	33.0%

されるのには納得がいかない。やはり、現行の認定基準が現実に合致していないためとしか思えない。

センターへの相談も、単に長時間労働から発症した脳・心臓、精神疾患より、長時間労働によって発症したヘルペス脳炎など脳・

(9頁のつづき)

ビーパウダーの原料であるタルク（滑石）に混入していた石綿を認めさせたことである。ベビーパウダーは、少なくとも1987年に厚生労働省薬務局が指導文書を出すまでは規制対象になっていたなかった。石綿健康被害救済法がなければ高橋さんの救済はなかつた。その意味でクボタショック以来の石綿

心臓以外の疾患や、同僚からのいじめや上司のパワハラなどによって発症した精神疾患など、なかなか認定されないものが相次いでいる。今後も厚生労働省へ認定基準の見直しのための働きかけを続けていく。

問題に対する取り組みの成果である。

高橋さんの夫の中皮腫の原因が、A工業時代のベビーパウダーに含まれていた石綿であることを確信し、時効労災での認定を追及し続けた。こうした高橋さんの闘いによって、石綿曝露の事実が掘り起こされ、新たな道が切り開かれたのである。

アスベストショック クボタショックから2年 写真と報告でつづるアスベスト被害尼崎集会 2007.6.30～7.1



爆発！拡大するアスベスト被害
クボタショックから2年、そして、これから…
格差と隙間のない補償と救済、
アスベストのない社会の実現をめざし、
被害者と支援者の思いがつながった。

編著 アスベスト被害尼崎集会実行委員会

発行 アットワークス (<http://www.atworx.co.jp/>)

体裁 A5判・200ページ・ソフトカバー

定価 1,470円（本体1,400円+税）

韓国からのニュース

■世相を読む：予防原則、専門家主義、動物権—ソン・サンヨン（韓国科学技術翰林院 元老会員）

狂牛病騒動を見る私の心は穏やかではない。1980年代後半、牛が狂い始めたイギリスで1年以上暮らしていたためである。潜伏期が10年と言われ、40年と言う主張もある。従って私には献血する資格もない。狂牛病にかかる可能性は、口トに当って、金を受け取りに銀行に行ったら雷に遭って死ぬような確率だと話す科学者がいる。同じように原子力発電も安全だと話す。しかし Chernobyl 原発事故は起きました。

以前、韓国を訪れたドイツの社会学者ウルリッヒ・ペクの『危険社会』に、今や私たちの社会は慣れてしまった。70年代初めドイツとスウェーデンから始まった『予防原則』は、危険評価・危険管理で科学的不確実性に対処する戦略として評価された。

環境問題・ナノ技術などでは『治療より予防』という考え方は必須である。『静かな春』をもたらした殺虫剤『DDT』や、1万人を超える奇形児を産み出した『サリドマイド』は有名である。

石綿の場合、19世紀末にはすでにその有害性に対する初期警告があった。石綿の粉塵が肺癌の原因であるという主張にもかかわらず、科学的証拠がないという理由でずっと引き摺って、100年経った1998年に禁止された。予防原則を速やかに適用してい

たら、数十万の生命を助けることができたであろう。狂牛病はプリオンという変形蛋白質が病原体になる特異な病気で、21世紀に入ってやっとその正体が明らかになり始めた。この病気に関して科学はあまりにも知らないことが多い。性急な断定を慎んで、慎重に扱わなければならない理由である。狂牛病に感染する危険があるという科学的証拠が確実ではなくても、予防措置を取らなければならないということである。

狂牛病問題が熱くなったのは『PD手帳（訳注：MBC放送の社会派ドキュメンタリー番組「プロデューサー手帳」）』とロウソク文化祭があったためだった。無氣力な野党と消極的な市民団体を除いて、批判的なメディアと10代の若者が立ち上がったのである。一部の科学者と保守メディアは、科学は専門家に任せるべきで、政治が割り込んだり大衆が影響を及ぼしてはいけないという。

これは科学の本質を知らないことから出た誤った考えである。400年前であれば科学は書斎や実験室でする孤独な作業だった。しかしラビツが話したように、純正科学は原子爆弾と共に終わった。

科学は社会の産物であり、社会を変えもある。したがって科学は科学者の専有物ではない。科学はすべての人々の物になってしまったのである。人文・社会学者や一般市民が科学に対して発言し、干渉するのは当然のことである。狂牛病の闘いの始まり

は、首脳会談の前日、韓国がアメリカに与えたプレゼントである。これは科学か、政治か？3年前のファン・ウソク(誤注:BSE細胞の偽造)事件の時も全く同じように科学者たちが問題提起をした。スター科学者のファン・ウソクが、科学でもない政治ショーとして全国を危機に巻き込んだのに、一部の科学者たちはおせつかいをするなど、たわごとを言った。まとめは若い科学者たちの検証になったが、希代の科学詐欺疑惑を提起して勇敢に闘ったのは、なん人にもならない生命倫理学者、科学記者、PD手帳のプロデューサーたちだった。専門家主義は時代錯誤であるだけでなく、危険千万である。

狂牛病は人間が作った病気である。草食動物の牛に、屠殺した動物の肉と骨の粉を飼料に混ぜて食べさせたのが禍根だった。牛に牛を食べさせるとは！人間という動物はこのように残酷である。

多くの国々が動物性の飼料を禁止しているが、今回のアメリカとの合意文では、この措置の緩和が物議になっている。70年代に動物解放を叫んだ倫理学者ピーター・シンガーは、狂牛病・鳥インフルエンザによって牛・鶏・鴨などが全滅することを嘆いた。人権が重要だというのなら、動物の権利も認めなければならない。非人間的な工業型の畜産を告発する声が高まる 것을歓迎한다.

2008年5月27日 ハンギョレ新聞

■『石綿の恐怖』に震える小中高校

幼稚園を含む小・中・高校10ヶ所の内9ヶ所で『静かな殺人者』と呼ばれる石綿が検出されたことが明らかになり、波紋が拡がつ

ている。

国会教育委員会所属の統合民主党アン・ミンソク議員が22日、自ら入手した教育部科学技術部の委託研究資料を分析した結果として明らかにした。研究報告書は韓国室内環境学会が分析した『学校建築物石綿使用実態調査および石綿管理標準モデル研究』である。

報告書によると標本として抽出された全国の幼稚園と小・中・高校100ヶ所の室内資材を分析した結果、90%に近い88ヶ所で石綿が検出された。幼稚園さえ安全ではなかった。幼稚園は標本の半分の9ヶ所で石綿が検出された。これは小・中・高校の92～100%と比較すれば、比較的良好な方であった。

今回の調査では、主に天井テックスと防音材・断熱材、実験室用金網などから石綿が検出された。報告書は「学校建築物の石綿使用実態は極めて深刻なレベル」とし、「特に学校は石綿に敏感な幼い学生たちが生活しているため、直ちに段階的な実態調査を行った後、除去と対策作りが急がれる」と明らかにした。

石綿は肺癌・石綿肺・中皮腫などの疾患を誘発する1級発ガン物質で、30年の潜伏期を経て発病する。学校と同じように大衆が利用する施設の一つである地下鉄の駅では、最近石綿資材を撤去する作業を始めている。労働部が1月、国内で最初に地下鉄労働者に対する『石綿曝露健康影響評価』を実施した結果、地下鉄労働者10人の内3人が肺胸膜に異常があるという診断を受けた。2008年5月23日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者 (翻訳: 中村猛)

2008年夏期一時金カンパへの ご協力のお願い

皆様におかれましては、労働者・市民の諸権利を守り発展させる様々な取り組みにご奮闘のことと深く敬意を表しますとともに、関西労働者安全センターへのひとかたならぬ日ごろのご支援、ご協力に改めて厚く御礼申し上げます。

クボタショックに端を発した日本のアスベスト問題の急展開の中で、被害者の反対を無視して制定された石綿健康被害救済法について、ようやく、一定の見直しが図られることとなりました。石綿対策全国連絡会議が中心となり運動が展開され、死後申請や新法施行後に時効を迎えたために認定されないといったケースなどについては認められることになり、新法施行前より運動側が指摘してきた法の不備のために認定よりもれた被害者も一定救済されることになりました。しかしながら、指定疾病の拡大、労災の時効撤廃、労災との格差の解消などが課題として残され、今後も石綿総合対策、基本法制定を実現するべく運動を前進させていかなければなりません。

また、アスベスト問題は国内のみとどまらず、ニチアスが出資した韓国の石綿会社の被害者が日本を訪れるなど、海外との連帯も広がりつつあります。アスベスト問題は今後も当センターの中心課題であり、尼崎労働者安全衛生センターや中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会などとともに今後も全力で取り組んでいく所存です。

格差と貧困の問題が頻繁にマスコミに取り上げられるような現状の中、厳しい労働条件の前に労働者のいのちと健康の問題は職場で軽視され、長時間労働による事故や過労性疾患の多発、頸肩腕障害、腰痛などの疾患、職場環境の悪化で起こるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、いじめなどによる精神疾患など深刻な相談が次々にセンターに持ち込まれています。

石綿問題のほかにも、建設ハツリじん肺についての企業責任追及、外国人労災、過重労働による脳・心臓疾患などの支援を進め、被災者の救済、労災認定・労災上積み・損害賠償請求による使用者責任の追及に取り組み、また、参加型安全衛生活動、労働安全衛生マネジメントシステムの活用による職場の安全衛生活動での職場環境の改善を図るため、関係労組、団体、専門家と一層の協力を進めてまいります。

今後のこうした安全センター運動を進めていくため、誠に心苦しい限りではありますが趣旨をご理解いただき、今期カンパへのご協力を切にお願い申し上げます。

2008年7月

関西労働者安全センター運営協議会

議長 浦功

事務局長 西野方庸

郵便振替口座 00960-7-315742

大阪労働金庫 梅田支店 普通 1340284

アスベスト報道ダイジェスト 2008年5月

- 5/6 石綿が使われた建造物の適正処理を周知するため、中四国8県の建材会社などに所属するアスベスト診断士16人が「中国・四国アスベスト診断士協会」を設立。診断士協会の設立は九州地区に次いで2番目。
- 5/8 「スズキ」の大須賀工場で働いていた元社員3人が肺がんなどで死亡したのは石綿などが原因で、安全対策が不十分だったとして、遺族11人が同社に計9900万円の損害賠償を求める訴訟を静岡地裁に起こした。
- 5/9 板金工として石綿に長期間さらされ、呼吸困難などを苦に自殺した宮崎市の男性の妻が、国に特別遺族年金不支給処分の取り消しを求めた訴訟の第1回口頭弁論が宮崎地裁であった。国は原告の請求棄却を求めた。男性は1957年から約40年間建築現場で石綿の吹き付け作業などに従事。自民、公明両党は、石綿健康被害救済法の修正法案を了承し、国会に提出。患者死亡後に石綿死が判明した場合、遺族が3年以内に申請すれば、死亡日から最長3年間さかのぼった分の治療費相当額を支給することなどが柱。
- 5/10 東京都大田区で石綿製品製造工場との関連が疑われる住民に、胸膜肥厚斑が見つかった問題で、区の調査専門委員会は胸膜ブラークが確認されたのは9人だったとする最終調査結果をまとめた。このほか、工場や建設現場の作業などで石綿ばく露が確認されたのは34人。調査委は「周辺住民の健康と工場に何らかの関係があったことが認められる」としている。
- 5/12 石綿関連の仕事をして中皮腫で死亡した堺市の下野芳治さんの遺族は労災認定の資格があることに気付かず、請求の時効が過ぎたうえ、石綿健康被害救済法の時効救済でも救われない。中皮腫で救済されない時効例が発覚したのは初めて。下野さんは1958-60年、石綿用の麻袋を再生する商店に勤務。その後、独立し一時期その下請け作業を続けた。00年に腹膜中皮腫を発症、02年1月に死亡した。遺族は元請けの商店が74年に倒産したので労災認定の対象外と思い込んでいた。
- 5/13 クボタは尼崎市の旧神崎工場を中心とした石綿関連の今年3月末時点の死者を発表。周辺住民の死亡者が116人、元従業員が134人、計250人となり、昨年3月から15人増。救済金制度を申請した住民は3月末で174人。うち認定は152人で、死亡者116人、療養中の住民は36人。一方、元従業員8人が昨年3月末以降に労災認定を申請し、計160人になった。うち死亡者は134人、療養中は26人。07年度決算で、従業員に対する補償金2.5億円、救済金8.2億円、医療支援2億円の計12.7億円をアスベスト関連費用で計上した。
- 5/16 石綿で健康被害を受けた東京、埼玉、千葉の建設作業員と遺族計178人が、国と建材メーカー46社に慰謝料など総額66億円余を求めて東京地裁に提訴した。建設現場での石綿被害を訴える

集団訴訟は初めて。

- 5/17 関西アスベスト診断士協会が発足した。業者が診断士に虚偽の報告をするよう求める例もあるため、協会が監視役になるのが狙い。関西は、九州と中四国に続き3番目。
- 5/19 ニチアスの下請け会社を退職した札幌市北区の大谷敏男さんが先月、石綿肺による呼吸不全で死亡。加入していた退職者労組はニチアス側が団体交渉を拒否していることに対し、不当労働行為の救済を奈良県労働委員会に申し立ててあり、死亡の約3週間前に結審したばかり。審理結果を知ることのない無念の死だった。大谷さんは69年から7年間、ニチアス札幌支社の下請け会社に勤め、建設現場で石綿の吹き付け作業をした。
- 高松市にあった旧日本エタニットパイプ高松工場の元従業員や家族が、後継会社「リゾートソリューション」にアスベスト被害に対する損害賠償を求めた訴訟の第9回口頭弁論が高松地裁であり、リ社側は「石綿による健康障害の予見は困難だった」、また一部原告の損害賠償請求権は時効で消滅していると主張した。次は7月16日に進行協議を開き、同30日に弁論。
- 5/20 自民、公明両党と民主党は、石綿健康被害救済法修正案の一本化に向け、与野党5人ずつで構成する実務者協議会を発足させることを決めた。22日から議論を始め、今国会中に超党派で修正案を提出して成立させることを目指す。
- 5/22 ニチアスの子会社竜田工業の近隣に居住し、同社の健康診断で「異常なし」とされていた主婦が、中皮腫にかかるて死亡していた。竜田工業から30m以内にある自宅に1960年ごろから住み、05年8月、同社が実施した胸部エックス線検査を受診。「異常所見認めず」とされ、CTによる2次検査の対象外になった。ところが、07年5月に発症し、兵庫医大から7月に胸膜中皮腫と診断された。既にさんは進行しており、今年1月、死亡した。患者支援団体や医師らは、継続した検査を呼びかけている。
- 5/27 石綿による健康被害をめぐり、ニチアス関連工場の周辺住民らを対象に奈良県が初めて実施した「健康リスク調査」で、受診者358人中98人に、胸膜ブラークが見つかった。うち37人は本人や家族が石綿を扱う職業に就いてあらず、「環境暴露」の可能性が高いといつ。これとは別に2人が「石綿肺」や肺がんと診断された。また県はこれまでに中皮腫で両工場の周辺住民7人が死亡したことを確認している。
- 5/29 自民、公明、民主各党は、石綿健康被害救済法の修正案について、大筋で合意。01年3月～法施行日までの間に死亡し、労災の請求権を失った人についても、救済期間を法施行後5年の11年3月まで延長すること、認定申請できずに死亡した人の遺族も救済対象とすることなどが柱。国が必要な調査と情報公開をすることも盛り込んだ。

5月の新聞記事から

5/2 部下の職員に「人間失格」などの暴言でパワーハラスメント行為をしたとして、神戸市が部長級の男性幹部を訓戒処分していた。パワーハラを受けた5人のうち、3人はうつ病と診断され、二カ月近く休職した職員もいた。

5/3 メンタルヘルスの問題で、社員が1カ月以上休職している企業の割合が約6割に上ることが、労務行政研究所の調査で分かった。働き盛りの20～30代で増加が目立つ。調査は全国の上場企業など約4100社を対象に実施し、250社から回答を得た。企業規模が大きいほど高率になり、従業員1000人以上の大企業では9割超。

5/7 愛知県大府市の豊田自動織機大府工場の803工場で、検査作業中の製品試験機が爆発し、近くにいた同社社員が死亡した。

在沖米海兵隊の日本人警備大隊に所属していた元基地従業員の安村司さんが、上司からパワーハラスメントを受けたと訴えている問題で、沖縄公共職業安定所が、安村さんの主張を認める形で雇用保険の支給を決定していた。職安は雇用保険の支給にあたり「上司、同僚等から故意の排斥または著しい冷遇もしくは嫌がらせを受けたことによって退職した者」などについて、再就職の準備をする時間的な余裕がなく、離職を余儀なくされた「特定受給資格者」と分類。保険の支給期間などを別枠に定めている。

5/8 愛知県の中部国際空港11番スポットで、エプロン警備をしていた「豊警備保障」の男性警備員が、空港グランドハンドリング業「スイスポートジャパン」の女性従業員が操作する搭乗橋の車輪に接触し、両足を切断する重傷。

5/12 三重県桑名市の近鉄桑名駅の駅長室兼事務室で、同駅助役が仮眠中に男に襲われ現金を要求されたが、抵抗したところナイフで左胸を刺された。男は何も取らずに逃げた。

奥村組が、老人ホーム建設現場で昨年11月、作業員が頸椎損傷の重傷を負った労災事故を故意に隠したとして、大阪南労働基準監督署は、同社関西支社の現場所長を労働安全衛生法違反容疑で大阪地検に書類送検した。また下請け業者の「地研開発」と同社専務、労働者を派遣した「清栄」と同社社長も同容疑で書類送検。

5/16 職場環境の改善やパワーハラスメントを訴えたところ雇い止めされたとして、豊中市の元派遣社員が、派遣先の機器製造「エネゲート」と派遣会社に、慰謝料計600万円などの損害賠償を求め、大阪地裁に提訴した。05年9月からエネゲートで装置の検査に従事。職場の照明が暗くて作業しづらく、責任者らに改善を求めたが放置され、また正社員から容姿をからかわれたが、相談しても取り合ってもらえず、07年9月末で派遣契約を突然打ち切られ、派遣会社も解雇されたという。

5/19 佐賀市の日本通運の作業場で昨年9月、作業員がトラックへ積み込む作業中、フォークリフトとトラックの間に挟まれ死亡した事故で佐賀労働基準監督署は、誘導スタッフを配置しないで荷物の運搬作業を行わせ労災死亡事故を起こしたとして、労働安全衛生法違反の疑いで、日本通運と同社佐賀航空支店の支店長、貨物課長を佐賀地検に書類送検した。

5/20 米軍基地内の日本人従業員の人権を守り、職場環境の改善を求めるように「基地労働者パワーハラ被害者及び支援の会」が発足。独自にアンケートを進めながら、防衛局のほか、全駐労、沖駐労の両組合などに徹底調査を求めていく。その上で、会員同士の連携強化で、基地従業員の労働環境の実態を明らかにし、相談窓口の設置など具体的な救済策を検討する。

5/21 熊本市の熊本赤十字病院で、農薬を飲んで自殺を図った農業男性が吐いたものから塩素系の有毒ガスが発生。医師や看護師、患者ら計46人が体調不良を訴え、救急の受診中だった女性が重症。女性研修医ら5人が呼吸困難などで、別の病院に運ばれた。男性はまもなく中毒死。

平成18年8月、従業員女性が転倒し全治3週間のけがを負ったが、監督署に報告しなかったとして、伊賀労働基準監督署は、労働安全衛生法違反の疑いで、ブリヂストン化成品中日本株式会社と、三重工場長を地検伊賀支部に書類送検。

5/21 会社側が安全配慮義務を怠ったため、日系ブラジル人で派遣工員の夫が死亡したとして、妻が神津製作所に約6800万円の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が地裁浜松支部であった。会社側は答弁書で「危険な領域に入ったのは、本人の過失」と請求棄却を求めた。

5/22 01年に急死したセイコーホームズの元社員について、東京高裁は請求を棄却した1審長野地裁判決を取り消し、労災補償の支給を命じる判決を言い渡した。労働時間や業務の過重性を否定しながら、海外出張による長時間移動や不規則な生活による過労死を認定した。元社員は海外での技術指導などを担当し、平成12年11月～13年9月、計183日の海外出張をし、13年10月、東京出張中にくも膜下出血で死亡した。

5/23 原発で作業中に被曝して、「多発性骨髄腫」を発症したとして、大阪市内の元プラント建設会社社員、長尾光明さんが、東京電力に約4400万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が東京地裁であった。裁判長は「原告の疾患は多発性骨髄腫とは認められない」として、請求を棄却した。

5/24 厚生労働省は、07年度の総合労働相談の結果を公表。いじめに関する相談が前年度に比べて約6000件(27%)も増えた。相談件数99万5061件中、個別の労働紛争は約20万件。うち解雇が22.8%、いじめ12.5%、労働条件の引き下げ12.5%など。労働形態別では、派遣、契約社員の相談が2万7281件と16.1%増えた。

5/27 05年9月に自殺した千曲市職員の男性の遺族が「自殺は過労が原因」として公務災害認定を請求していた件で、地方公務員災害補償基金長野県支部審査会が取り消す裁決を出していた。男性は農林課主幹で05年4月ごろから、休日や夜間の勤務が続いたほか、帰宅後も会計監査の資料づくりに追われた。

07年11月、勤務先の岐阜市役所本庁舎から夫が飛び降り自殺を図ったのは、仕事での過労が原因として、岐阜市都市建設部公園整備室長の妻らが、公務災害を申請する。必要な証明書類を岐阜市に求めた。市は6月上旬に地方公務員災害補償基金岐阜県支部に提出、申請手続きをとる。